

日高市立中学校の部活動方針

日高市教育委員会

策定にあたって

中学校の部活動は、これまでスポーツ、文化及び科学等の興味・関心を共にする生徒の自主的・自発的な参加による取組として実施されてきた。この取組は、各部の責任者（以下「部顧問」という。）の教師や保護者、地域の人々に支えられ、生徒の自主性や責任感、協調性、自己肯定感などを養ってきた。

一方で、過度な練習による生徒の肉体的、精神的な負荷の増大や顧問を務める教師の多忙化などの課題が顕在化していたため、その実態と生徒や保護者、教師等のニーズを踏まえ、学校における部活動の運営体制を根本的に見直す必要が指摘されてきている。

こうした中、平成30年3月、スポーツ庁は「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（以下「国のガイドライン」という。）を定め、都道府県及び市町村教育委員会や学校法人等の学校の設置者が定める方針の基準を示した。また、国のガイドラインに則り、平成30年7月に埼玉県教育委員会は「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」（以下「県方針」という。）を策定した。

そこで、日高市教育委員会では、生徒の自主的な活動を推進していくために、学校が支援する基準となる、「日高市立中学校の部活動方針」（以下「市方針」という。）を策定する。

1 生徒が主体となって運営するための支援

(1) 部活動の方針の策定について

- ア 校長は、「市方針」に則り、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。
- イ 校長は、活動方針及び活動計画を保護者・生徒等に周知する。

(2) 指導・運営に係る体制について

- ア 部活動に所属する生徒（以下「部員」という）は、年間活動計画並びに毎月の活動計画を作成する。部顧問は、各種計画の作成を支援する。
- イ 校長は、各部の毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、活動内容を把握する。
- ウ 部顧問は、日々の部活動の様子や部員が記録する部活動記録簿の確認等により、生徒の活動内容を把握し、生徒の自主的な活動を支援する。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動推進のための取組

(1) 適切な支援の実施について

- ア 部顧問は、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む。）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）を徹底し、生徒が自主的な活動に取り組むことができるよう支援する。
- イ 部員は、自主的な活動ができるよう活動計画を作成する。また、部顧問は、部員が休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られるよう支援する。

(2) 部活動用指導手引き等の活用について

- 部顧問等は、県教育委員会が作成する指導手引や「運動部活動指導資料」、各スポーツ競技の国内統括団体等が作成する指導手引等を活用して、2（1）に基づく支援をする。

3 適切な休養日等の設定

(1) 部活動における休養日及び活動時間について

心身の健やかな成長のために、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

ア 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。

なお、定期テスト前の一定期間は休養日とする。

イ 長期休業中は、週末を休養日とする。また、十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも地域や家庭等で多様な活動を行うことができるよう、一定程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

ウ 大会参加や練習試合等で、週末に休養日が設けられない場合は、休養日を振り替える。

なお、学校閉庁日は休養日とする。

エ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。）は3時間程度とする。この活動時間には、活動のための準備、片付け、会場準備等の時間は含まない。

オ 大会参加や練習試合等で、上記エの時間を超えて活動をする場合には、健康面を考慮し、休養日を設ける等、適切に対応する。

(2) 大会・コンクール等への参加について

中学校体育連盟が主催する運動部の大会や吹奏楽・合唱連盟が主催するコンクールが計画されている場合は休養日の特例を認め、その大会・コンクール等の1週間前より休養日を設けず活動することができる。ただし、生徒の健康面を考慮し、その大会終了後に休養日を設ける等、適切に対応する。なお、該当する大会・コンクール等は以下に示すア、イとする。その他の文化部のコンクール等についても同様に対応する。

ア 運動部における大会

- 1 学校総合体育大会（入間西部・西部地区・県・関東・全国）
- 2 新人体育大会（入間西部・西部地区・県）
- 3 通信陸上大会（入間西部・県）
- 4 駅伝競走大会（入間西部・県・関東・全国）

イ 文化部（吹奏楽・合唱部）におけるコンクール等

- 1 吹奏楽コンクール（西部地区・県・西関東・東日本・全国）
- 2 アンサンブルコンテスト（西部地区・県・西関東・全国）
- 3 合唱コンクール
- 4 ヴォーカルアンサンブルコンテスト

(3) 準公式の大会等について

各部活動単位で参加する大会・コンクール等が増えており、生徒への過度な負担が心配されることから、学校総合体育大会や新人戦のいわゆるシード決め大会や入間西部地区の夏季・冬季大会、1年生大会等は通常の練習試合扱いとする。

4 熱中症事故の防止等

(1) 全体方針について

活動場所における暑さ指数（WBGT）が31℃以上となった場合には、その場所での部活動を禁止とする。

(2) 熱中症予防の徹底について

- ア 児童生徒への健康観察や適切な声かけ等の健康管理を行う。
- イ 水分補給と十分な休憩を取り入れた無理のない活動計画を立てる。
- ウ 生徒の休憩場所を事前に確保する。
- エ 生徒が体調不良を訴えやすい環境づくりを行う。

(参考) 環境省熱中症予防情報サイトより

● 運動に関する指針

気温 (参考)	暑さ指数 (WBGT)	熱中症予防運動指針	
35℃以上	31℃以上	運動は原則中止	WBGT31℃以上では、特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合は中止すべき。
31～35℃	28～31℃	嚴重警戒 (激しい運動は中止)	WBGT28℃以上では、熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。運動する場合には、頻繁に休憩をとり水分・塩分の補給を行う。体力の低い人、暑さになれていない人は運動中止。
28～31℃	25～28℃	警戒 (積極的に休息)	WBGT25℃以上では、熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
24～28℃	21～25℃	注意 (積極的に水分補給)	WBGT21℃以上では、熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
24℃未満	21℃未満	ほぼ安全 (適宜水分補給)	WBGT21℃未満では、通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

(公財) 日本体育協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」(2013)より